平成２３年（フ）第１４号
山口県宇部市松山町５丁目４番25―405号、旧住所山口県宇部市岬町１丁目１番23―６号
債務者　岩本久美恵
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第２２号
山口県宇部市西本町１丁目２番12号
債務者　木村　幸江
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第８２号
沖縄県那覇市久茂地２丁目18番21号リバーサイド屋部３―Ｃ
債務者　大嵩　亮彦
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１２９号
名古屋市緑区南陵401番地　桶狭間荘11棟507号
債務者　有賀　勝雄
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３０号
名古屋市緑区南陵401番地　桶狭間荘11棟507号
債務者　有賀　鈴子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２７号
愛知県弥富市前ケ須町南本田351番地１　リライアンス桜Ｂ―103
債務者　簾こと　髙島　清美（旧姓入山）
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８４号
名古屋市東区出来町１丁目１番７号　ダイアパレス新出来501号
債務者　谷口　正樹
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５号
滋賀県彦根市高宮町2422番地
債務者　古川　惠子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第５１号
兵庫県三木市宿原347番地
債務者　木下　純子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７９号
神戸市垂水区塩屋町字大谷617番地の６
債務者　松元　玉恵（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１００号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町２丁目14番23号、前住所兵庫県尼崎市杭瀬北新町４丁目９番１号エスクイーナ尼崎402号
債務者　堀部　幸代
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１０号
兵庫県尼崎市若王寺１丁目10番１号、前住所兵庫県尼崎市久々知２丁目14番１号　エクセルハイツ302号
債務者　福永八千代（旧姓石嶺）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１３１号
兵庫県尼崎市元浜町３丁目39番地　タルイ文化２階
債務者　松本千代正
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６６２号
広島市安芸区矢野東６丁目33番29号
債務者　桝田　邦子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７４号
広島市東区光町２丁目５番７―302号　第５光ビル
債務者　神尾銀次郎
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１５号
広島県東広島市安芸津町三津4375番地10
債務者　吉浦　照美（旧姓河本）
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２４号
広島市中区舟入南５丁目４番２―106号
債務者　壽山　順子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　広島地方裁判所民事第４部